

陳 情 一 覧 表

平成 30 年 3 月盛岡市議会定例会（平成 30 年 3 月 27 日）

受理 番号	受理年月日	陳 情 の 要 旨	提 出 者
1	H30. 3. 15	国民の権利と安心・安全をまもる 公務・公共サービスの拡充を求め る陳情書	盛岡市紺屋町 7-26 盛岡公共職業安定所内 岩手県国家公務関連労働組合共闘 会議 議長 岩崎 保

2018年3月13日

盛岡市議会 議長 様

岩手県国家公務関連労働組合共闘会議
議長 岩崎



020-0885

岩手県盛岡市紺屋町7-26

盛岡公共職業安定所内

電話・FAX 019-626-2450

国民の権利と安心・安全をまもる公務・公共サービスの拡充を求める陳情書

東日本大震災の発生から7年が経過しました。この間、公務労働者は国・地方を分かつ、復興の実現に向けて全力でとりくんできました。国の機関ではこれらの活動にあたり、全ての地方出先機関が本省と一体となって役割を発揮してきたところです。そうした復旧・復興の活動は報道でも取り上げられ、公務・公共サービスの重要性や「構造改革」路線の問題点が指摘されるとともに、国民のいのちを守り安全・安心を確保するためには、国と地方の共同による責任と役割の発揮が重要であることがあらためて明らかになりました。

一方で、政府は、財政赤字の原因が公務員・公的部門職員の人件費にあるかのように主張し、公務員の削減をすすめると同時に、中央省庁再編、地方出先機関の統廃合や民営化・民間委託化などを推進してきました。その結果、1967年に約90万人だった国家公務員は30万人以下にまで減少しました。岩手県内では、法務局の大幅な廃止・統合などが実施されました。これらは地方自治体にとっても重大な問題です。

さらに政府は、「総人件費抑制」を前提とした「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」に基づいて、毎年2%以上、5年間で10%以上の定員削減を現在もすすめています。そのため、現場では正規職員が増やせず、そのかわりに非常勤職員が多く採用され、その数は約7万人にのぼっています。非常勤職員は3年で一律公募にかけられるか雇止めされる不安定な雇用であり、処遇も劣悪なことから「官製ワーキングプア」と批判されています。

憲法は国民の基本的な権利を保障するうえで、国にその責務があることを定め、そのために行政機関、国立病院、試験・研究機関、裁判所など国の機関が設置されており、これらの機関の縮小や統廃合、公務員削減は、国の役割を放棄するものです。

また、地方創生や地方分権の名のもとに、国が果たすべき業務の地方自治体への移管がすすめられていますが、財源をともなわない権限委譲は地方自治体にとって重い負担となっています。このうえ政府は、国の役割を地方自治体に丸投げする道州制まで検討しています。これらのことから住民の暮らしと命をまもるために、国の出先機関の予算・人員体制を強化するなど行財政・司法の拡充が求められており、そのことは、住民の安全・安心をひろげることによって地域経済の活性化、自治体財政の充実をはかるうえでも急務の課

題となっています。

以上のような趣旨から、以下の項目について、国に働きかけていただくよう陳情します。

【陳情項目】

- 1 憲法にもとづいて住民の暮らしと命、安心・安全をまもるために、国の機関にかかわる人員体制・予算を充実させること。「総定員法」は廃止し、「5年間で10%以上」を削減する国家公務員の「定員削減計画」は中止すること。
- 2 全国一律の行政サービスを提供するうえで、国の出先機関が必要不可欠であることをふまえ、廃止・縮小・委譲などを実施しないこと。
- 3 憲法でさだめられた国の責任を放棄して、地方自治体に国の役割を丸投げする道州制を導入しないこと。

以上

